

業務部速報



No. 18

発行 21. 8. 2

JR東労組 業務部

年休の申込方法等の変更について No. 1

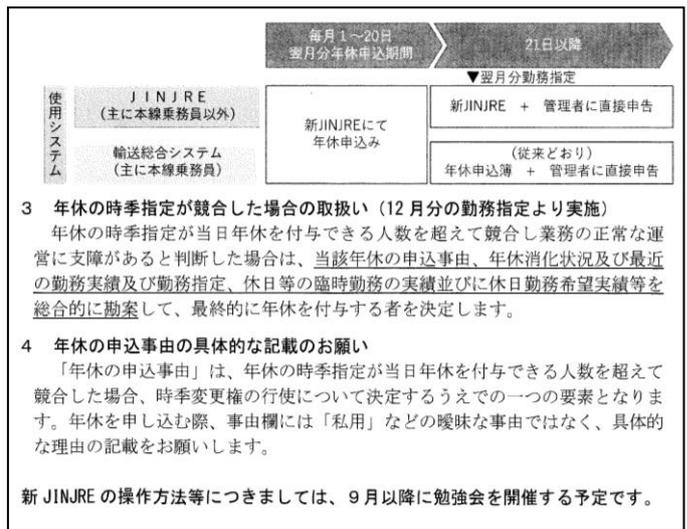
JR東労組中央本部は、7月に職場で周知された『新社員システム「JINJRE」導入に伴う年休申込方法等の変更について』の問い合わせを各地方本部から受け、本社に対し説明を求めてきました。以下、「組合が求めた内容」と「会社の現時点の考え方」です。

新社員システム「JINJRE」導入に伴う年休申込方法等の変更について

令和3年7月
人財戦略部

10月の新社員システム「JINJRE」(以下「新JINJRE」という。)導入に伴い、年休の申込方法等が以下のとおり変更となります。

- 毎月1日から20日までの翌月分の年休申込みの取扱い
(12月分の年休の申込みより実施〔11月1日よりシステム入力開始〕)
毎月1日から20日までの翌月分の年休申込みについては、各自のJoi-Tab又はJoi-Net 端末から新JINJRE にアクセスして行うこととなります。なお、システム入力できる時間帯は6:00~23:00となります。
- 21日から当日までの年休申込みの取扱い
(1) 新JINJRE で勤務管理する社員 (主に本線乗務員以外の社員)
(10月13日新JINJRE 稼働より実施)
新JINJRE で年休を申込みとともに、必ず管理者に直接(口頭、電話)申し出てください。なお、管理者に申告後、新JINJRE にて年休が承認されたことを事前に必ず確認してください。
(2) 輸送総合システムで勤務管理する社員 (主に本線乗務員の社員)
21日以降の年休の申し込みについては、各自のJoi-Tab 又はJoi-Net 端末から新JINJRE にアクセスして行うことができません。従来通り年休申込簿に記入のうえ、必ず管理者に直接(口頭、電話)申し出てください。



会社説明資料

組合が質問した内容	会社の現時点の考え方
「事由欄に私用などの曖昧な事由ではなく」と記載されていることについて	
年休は組合員が請求する時季に与えなければならぬものだ。	そうだ。その原則は変わらない。
事由欄に詳細をなぜ記載する必要があるのか。	労働基準法では年休の使用事由は自由である。詳細を絶対的に書けと言うものではない。 あくまでお願いをしている事柄である。業務を正常に運営するために要員は確保しなくてはならないことから、 誰に年休指定をするかの一つの判断になるものが事由である。 今まで通り「私用」と記載しても勤務作成者がコミュニケーションをとっていく。
参考：労働基準法第39条では、年休について「使用者は、労働者が請求した時季与えなければならぬ」とあり、年休の取得に事由は必要ないのが原則です。	

No.2に続く